

上総第1516号  
令和6年2月22日

上尾市いじめ問題再調査委員会 御中

上尾市長 畠山 稔



いじめ防止対策推進法の規定に基づく再調査の実施について（諮問）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、市による再調査を実施することとしましたので、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号）第20条の規定により、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1 諮問対象

令和5年7月27日に上尾市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が報告したいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果

##### 2 諮問内容

上記調査結果に関し、調査委員会による調査内容の検証及び調査結果の評価その他の必要な再調査を実施するとともに、その再調査の結果を踏まえ同種の事態の再発防止に向けた提言を行うこと。

##### 3 諮問理由

令和5年12月25日、調査委員会による調査内容、調査委員会委員の資質及び調査報告書に記載のない事実の存在を理由として、上記調査結果について市による再調査を要望する旨の請願が上尾市議会において採択された。

採択された請願の内容や被害生徒の家族からの要望を踏まえ、上記調査結果についてより詳しく精査する必要があることから、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく再調査を実施することとした。



<連絡先>

担 当：総務部総務課法規・文書担当

連絡先：048-775-4963（直通）